

佐賀県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年八月五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
石井久起後援会	主たる事務所の所在地	神崎市神埼町本告 牟田一一九三一一	神崎市神埼町神埼 四八四 五
山口認後援会	主たる事務所の所在地	鳥栖市今泉町二五 九四番地一一	鳥栖市今泉町二四 〇六番地三
江口よしのり後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市本庄町袋三 八〇 一	佐賀市本庄町袋二 五六 一
勝屋弘貞後援会	主たる事務所の所在地	鹿島市大字納富分 三七九四番地二	鹿島市大字納富分 三六五三番地二
徳光清孝後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市朝日町五番 一五号	佐賀市水ヶ江二丁目 五番三八号
政和会	公職の種類	衆議院議員	佐賀県議会議員